

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年3月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2500086 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2500036 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における別表 1 の第 1 欄に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる額を第 3 欄に掲げる額とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における別表 1 の第 1 欄の 1 から 3 までに掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる額とする。

上記訂正後の標準報酬月額 (上記第 1 の 1 に係る訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法 (以下「厚年法」という。) 第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の B 社における別表 2 の第 1 欄に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる額を第 3 欄に掲げる額とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者の B 社における別表 2 の第 1 欄の 2 に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、同表の第 4 欄に掲げる額とする。

上記訂正後の標準報酬月額 (上記第 1 の 3 に係る訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚年法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求者の C 社における別表 3 の第 1 欄の 1 から 11 までに掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる額を第 3 欄に掲げる額とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 請求者の C 社における別表 3 の第 1 欄の 1、3、5、7 から 9 までに掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる額とする。

上記訂正後の標準報酬月額 (上記第 1 の 5 に係る訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚年法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 7 請求者の C 社における別表 3 の第 1 欄の 12 に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、同表の第 2 欄に掲げる額を第 5 欄に掲げる

額とする。

なお、上記訂正後の標準報酬月額については、令和7年6月11日（本件訂正請求に係る受付日。以下「本件訂正請求日」という。）後に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚年法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 8 請求期間④から⑩までについて、請求者のC社における別表4の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 9 請求期間⑰について、請求者のC社における別表4の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、本件訂正請求日後に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚年法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年6月1日から平成27年3月1日まで
② 平成27年3月1日から平成28年12月6日まで
③ 平成28年12月6日から令和5年9月20日まで
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年7月
⑥ 平成29年12月
⑦ 平成30年7月
⑧ 平成30年12月
⑨ 令和元年7月
⑩ 令和元年12月
⑪ 令和2年7月
⑫ 令和2年12月
⑬ 令和3年7月
⑭ 令和3年12月
⑮ 令和4年7月
⑯ 令和4年12月
⑰ 令和5年7月

A社において勤務していた請求期間①、B社において勤務していた請求期間②及びC社において勤務していた請求期間③について、実際の給与額より低い標準報酬月額で記録されているため、年金記録を訂正してほしい。

また、請求期間④から⑰までについて、C社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①から⑰までの期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録訂正を求めているところ、請求期間①、②、③のうち別表3の第1欄の1から11に掲げる期間及び請求期間④から⑱までの期間については、本件訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法が、また、請求期間③のうち別表3の第1欄の12に掲げる期間及び請求期間⑰については、本件訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから厚年法が、それぞれ適用される期間である。

2 請求期間①について、請求者から提出された給与に係る明細書及び給与振込口座に係る預金通帳の写し（以下「給与明細書等」という。）によると、請求者は、A社から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表1の第3欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求内容どおりの報酬月額に基づく届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どおりの報酬月額に基づく届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間①のうち、別表1の第1欄の1から3までに掲げる期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、上記第3の2により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額から別表1の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の2による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚年法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求期間②について、給与明細書等によると、請求者は、B社から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のB社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表2の第3欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者に係る標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額を誤って年金事務所に届出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間②のうち、別表2の第1欄の2に掲げる期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、上記第3の4により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

したがって、請求者のB社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額から別表2の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の4による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚年法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 請求期間③のうち、別表3の第1欄の1から11までに掲げる期間について、給与明細書等によると、請求者は、C社から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のC社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表3の第3欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求内容どおりの報酬月額に基づく届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行っておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 7 請求期間③のうち、別表3の第1欄の1、3、5、7から9までに掲げる期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、上記第3の6により訂正される標準報酬月額を上回る額である

ことが認められる。

したがって、請求者のC社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額から別表3の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の6による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚年法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 8 請求期間③のうち、別表3の第1欄の12に掲げる期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが確認できる。

したがって、請求者のC社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額から、別表3の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

- 9 請求期間④から⑯までについて、オンライン記録によると、C社における標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された賞与に係る明細書及び賞与振込口座に係る預金通帳の写し（以下「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、C社から別表4の第1欄に掲げる賞与支払年月日に同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のC社における請求期間④から⑯までの標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表4の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間④から⑯までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 10 請求期間⑰について、オンライン記録によると、C社における標準賞与額は記録されていないものの、賞与明細書等によると、請求者は、C社から別表4の第1欄に掲げる賞与支払年月日に同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、請求者のC社における請求期間⑰の標準賞与額については、別表4の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2500086 号
 厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2500036 号

【別表 1】 A 社 (標準報酬月額に係る訂正)

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請求期間①に係る年月		訂正前の 標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額	
		オンライン記録	厚生年金 特例法	厚年法 第 75 条本文
1	平成 26 年 6 月	28 万円	34 万円	38 万円
2	平成 26 年 7 月		36 万円	
3	平成 26 年 8 月		34 万円	
4	平成 26 年 9 月から 平成 27 年 2 月まで		38 万円	—

【別表 2】 B 社 (標準報酬月額に係る訂正)

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請求期間②に係る年月		訂正前の 標準報酬月額 (75 条該当記録)	訂正後の標準報酬月額	
		オンライン記録	厚生年金 特例法	厚年法 第 75 条本文
1	平成 27 年 3 月	19 万円 (32 万円)	41 万円	—
2	平成 27 年 4 月		34 万円	41 万円
3	平成 27 年 5 月から 同年 8 月まで		41 万円	—
4	平成 27 年 9 月から 平成 28 年 8 月まで		38 万円	—
5	平成 28 年 9 月から 同年 11 月まで		44 万円	—

【別表3】C社（標準報酬月額に係る訂正）

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間③に係る年月		訂正前の 標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額		
		オンライン 記録	厚生年金 特例法	厚年法 第75条本文	厚年法 第75条 ただし書
1	平成28年12月	19万円	41万円	44万円	—
2	平成29年1月から 平成30年10月まで		44万円	—	—
3	平成30年11月		41万円	44万円	—
4	平成30年12月から 平成31年4月まで		44万円	—	—
5	令和元年5月から 同年10月まで		41万円	44万円	—
6	令和元年11月		44万円	—	—
7	令和元年12月から 令和2年4月まで		41万円	44万円	—
8	令和2年5月		38万円		—
9	令和2年6月から 同年8月まで		41万円	—	—
10	令和2年9月から 令和4年8月まで				—
11	令和4年9月から 令和5年4月まで		44万円	—	—
12	令和5年5月から 同年8月まで		—	—	44万円

【別表4】C社（標準賞与額に係る訂正）

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支払年月日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	訂正後の標準賞与額	
				厚生年金特例法	厚年法第75条ただし書
④	平成28年12月28日	4万3,000円	4万4,000円	4万3,000円	—
⑤	平成29年7月31日	7万円	7万円	7万円	—
⑥	平成29年12月28日	3万円	6万円	3万円	—
⑦	平成30年7月31日	3万円	6万円	3万円	—
⑧	平成30年12月28日	2万4,000円	4万8,000円	2万4,000円	—
⑨	令和元年7月31日	2万5,000円	5万円	2万5,000円	—
⑩	令和元年12月27日	2万5,000円	5万円	2万5,000円	—
⑪	令和2年7月31日	4万2,000円	8万4,000円	4万2,000円	—
⑫	令和2年12月29日	7万4,000円	14万8,000円	7万4,000円	—
⑬	令和3年7月30日	7万8,000円	15万6,000円	7万8,000円	—
⑭	令和3年12月20日	11万2,000円	22万4,000円	11万2,000円	—
⑮	令和4年7月29日	17万5,000円	35万円	17万5,000円	—
⑯	令和4年12月19日	18万8,000円	37万6,000円	18万8,000円	—
⑰	令和5年7月31日	25万2,000円	—	—	25万2,000円